

桜山六人塚の哀話（上月町）

百万石の大守、千五百石の国家老というように、江戸時代の租税〈そぜい〉はお米の現物上納〈げんぶつじょうのう〉でありました。米、したがって田は年貢〈ねんぐ〉の大本として百姓にも武士にも大切なもので、各藩とも新田の開発を急ぐとともに、脱税〈だつぜい〉をおそれて個人が開墾〈かいこん〉して内しよにすることを一番きらっておりました。

上月町の豪農〈ごうのう〉井原与右工門は、少しでも家を豊かにしたいと思い、幕山〈まくやま〉村の奥のけわしい山の上にある桜山を苦勞して開墾し、新田を作りました。すぐ年貢〈ねんぐ〉をとり立てられてはと、届け出をせず隠〈かく〉し田として、お米はひそかに家にかくして置きました。

それが役人に見つかってしまいました。検見役〈けんみやく〉は与右工門を呼び出して、

「ただちに新田の年貢を納めよ。」

と命じました。与右工門にも言い分がありました。

「このたんぼはお上〈かみ〉のものではない。私が汗とあぶらで開いたものだ。新田の年貢は減免〈げんめん〉してくれてもよいではないか。」

そのころの年貢は大へんきびしくて、年貢を納めたら、あとにはもみがらとわらしか残らないというのが普通だったので、与右工門は、せつかくの努力を全部とり上げられることを残念に思っ、なかなか役人のいうことを聞かなかったのです。



万治〈まんじ〉元年（一六五八）ごろだったといひます。その附近は平福領〈ひらふくりょう〉（佐用町平福）でしたが、領主〈りょうしゅ〉は旗本〈はたもと〉だったので江戸におり、代官〈だいかん〉が年貢のとり立てにあたって置ました。代官は庄屋〈しょうや〉と相談して、

「不届〈ふとど〉きである。すぐ与右工門を断罪〈だんざい〉にせよ。」

と申しわたしました。そのころ農民の隠し田はもっとも重い罪で、露見〈ろけん〉すると田畑は没収〈ぼっしゅう〉のうえ、軽くて追放〈ついほう〉、重ければはりつけというのがきまりだったのです。

与右工門には妻と六人の子どもが置ましたが、罪のおよぶことを心配して妻を離縁〈りえん〉して実家へ帰えらせ、一番下の幼児は乳母〈うば〉がつれて逃げました。（この子は後見つけ出されたが助かりました。）

死刑の日が来ました。与右工門は代官と庄屋を深く恨〈うら〉みました。刑場〈けいじょう〉へ引かれる途中、庄屋の家の前をとおったとき、庄屋の家をにらみつけ、

「庄屋の屋敷に草をはやしてやる。」

と叫びながら小指をかみきって門の中へ投げつけました。

刑場は村から西へ約三百メートルほど離れた作州〈さくしゅう〉（岡山県）境のしみ谷という林の中です。

父の井原与右工門（五十九才）をはじめとして、長男三治郎（二十七才）次男仙常（二十一才）三男亀松（十八才）四男八蔵（十五才）五男吉兵衛（十三才）の父子六人が、つぎつぎと首切り役人の手により、むざんにも処刑〈しょけい〉されて置きました。

このとき、作州大聖寺〈だいしょうじ〉の坊さんが、処刑のことを聞いて、親子のものを助けたいと駈〈か〉つけたのですが、時すでにおそく、山のふもとまで来た時はもうことが終って置していました。

与右工門父子が非業〈ひごう〉の死をとげてからは、その村の庄屋の家では思わぬ不幸が相ついたので、村の人たちは、役人を恨んで死んだ与右工門のたたりだといっておそれました。

そうして、明治十六年（一八八三）になって、桜山にある六人の塚〈つか〉の横に、桜井神社（桜山の桜と井原の井をとって名づけた）という小さな新しいお宮をつくって与右工門らを祭り、それから毎年四月十二日、部落で盛大なお祭りをし、あわれだった父子の霊をなぐさめたと申します。